
情報セキュリティ対策基準

【留意事項】

本基準（委託先事業者等公開用抜粋版）は、区における情報システム構築等の外部委託案件に関し、情報セキュリティ対策の側面から外部委託事業者が遵守すべき内容を示すものである。

文中には、「情報システム管理者は」というように職員が主語となっている内容であっても、実質的には「外部委託事業者に伝達のうえ情報システムに実装させることにより遵守すべき事項」等が存在する。

以上を踏まえ、情報システム構築等の受託者においては、当該受託事業と関連のある記載事項全てを考慮した情報セキュリティ対策を講じること。

施行日：平成24年11月21日

世田谷区

改訂履歴

年月日	版番号	改訂理由・内容
平成 24 年 11 月 21 日	1.1	初版発行
平成 28 年 1 月 1 日	1.2	ポリシー改定を反映
平成 31 年 4 月 1 日	1.3	情報セキュリティ対策基準改定を反映
令和 2 年 4 月 1 日	1.4	情報セキュリティ対策基準改定を反映
令和 4 年 6 月 16 日	1.5	情報セキュリティ対策基準改定を反映
令和 5 年 4 月 1 日	1.6	情報セキュリティ対策基準改定を反映
令和 5 年 12 月 22 日	1.7	情報セキュリティ対策基準改定を反映
令和 7 年 4 月 1 日	1.8	情報セキュリティ対策基準改定を反映

目次

1	目的	1
2	省略	1
3	適用範囲	1
	(1)行政機関の範囲	1
	(2)情報資産の範囲	1
4	省略	2
5	省略	2
6	情報システム全体の強靭性の向上	2
	(1) マイナンバー利用事務系	2
	ア　マイナンバー利用事務系と他の領域との分離	2
	イ　情報のアクセス及び持ち出しにおける対策	2
	ウ　マイナンバー利用事務系と接続されるクラウドサービス上の情報システムの扱い	2
	エ　マイナンバー利用事務系と接続されるクラウドサービス上の情報資産の取扱い	2
	(2) LGWAN 接続系	3
	ア　LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割	3
	イ　LGWAN 接続系と接続されるクラウドサービス上の情報システムの扱い	3
	(3) インターネット接続系	3
7	物理的対策	4
	(1) 機器の取付け等	4
	ア　機器の取付け	4
	ウ　機器の電源	4
	エ　通信ケーブル等の配線	4
8	人的対策	4
	(7) 認証情報の管理	4
	ウ　ID の取扱い	4
	エ　パスワードの管理	5
9	技術的及び運用における対策	5
	(1) コンピュータ及びネットワークの管理	5
	イ　バックアップ	5
	エ　情報システム仕様書等の管理	5
	オ　ログ及びシステム変更記録等の管理	5
	カ　障害記録	6

ソ 電子署名・暗号化	6
(2)アクセス制御	6
ア アクセス制御等	6
イ 利用者登録	6
ウ 管理者権限	7
オ ログイン時の表示等	7
カ 管理者によるパスワードの管理方法	7
キ 接続時間の制限	8
(3)システム開発、導入、保守等	8
ア 情報セキュリティ要求事項の分析及び明示	8
イ 情報システムの調達	8
ウ 情報システムの開発	8
エ 開発と移行	9
オ テスト	9
カ 暗号による管理策	10
ク 機器の修理及び廃棄	10
(4)不正プログラム対策（コンピュータウイルス対策）	10
ウ 情報システム管理者の措置事項	10
(5)不正アクセス対策	10
ア 情報化基盤管理者及び情報システム管理者の措置事項	10
(6)技術的脆弱性の管理	10
ア 技術的脆弱性情報の取得	10
イ 技術的脆弱性への対応	11
(7)情報システムの管理	11
ア 情報システムの監視	11
10 危機管理対策	11
(1)緊急時対応計画の策定	11
ア 関係者の連絡先及び緊急時対応マニュアル	11
イ 発生した事案に係る報告すべき事項	12
ウ 事案への対処	12
11 省略	12
12 法令遵守	12
(1)適用法令の識別	12
(2)知的所有権	13
(3)個人情報の保護	13
13 省略	13

14 委託による運用.....	13
(1)外部委託事業者の選定基準	13
15 省略	13
16 省略	13
17 評価・見直し.....	13
(1)監査	13
ア 実施方法	13

1 目的

本対策基準は、基本方針に定める情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準を定め、情報資産を適切に取扱うことにより、安定的かつ継続的な行政サービスの提供を維持することを目的とする。

2 省略

3 適用範囲

(1)行政機関の範囲

対策基準が適用される行政機関は、区長部局、行政委員会、議会事務局とする。これらの対象行政機関で、情報資産に接する全ての職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）をいう。

(2)情報資産の範囲

本対策基準が対象とする情報資産は次のとおりとする。（ただし、教育委員会における学校教育に用いるものを除く。）

- ・ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷したものを持む。）
- ・情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

情報資産の種類	情報資産の例
ネットワーク	通信回線、通信ケーブル、ルータ等の通信機器
情報システム	サーバ、パソコン、モバイル端末、汎用機、複合機、オペレーティングシステム、ソフトウェア等
これらに関する施設・設備	コンピュータ室、通信分岐盤、配電盤、電源ケーブル、通信ケーブル等
電磁的記録媒体	サーバ、端末、通信機器等に内蔵される電磁的記録媒体と、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等の電磁的記録媒体
ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報	ネットワーク、情報システムで取り扱うデータ（これらを印刷した文書を含む。）

システム関連文書	システム設計書、プログラム仕様書、オペレーションマニュアル、端末管理マニュアル、ネットワーク構成図等
----------	--

4 省略

5 省略

6 情報システム全体の強靭性の向上

(1) マイナンバー利用事務系

ア マイナンバー利用事務系と他の領域との分離

マイナンバー利用事務系と他の領域を通信できないようにしなければならない。ただし、マイナンバー利用事務系と他の領域を通信する必要がある場合は、通信経路の限定(MAC アドレス又は IP アドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。また、この場合においてもインターネットと接続してはならない。ただし、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された接続先については、この限りではなく、LGWAN を経由して、インターネットとマイナンバー利用事務系との双方向通信でのデータの移送を可能とする。

イ 情報のアクセス及び持ち出しにおける対策

①情報のアクセス対策

情報システムが正規の利用者かどうかを判断する認証手段のうち、二つ以上を併用する認証(多要素認証)を利用しなければならない。

②情報の持ち出し不可設定

原則として、USB メモリ等の電磁的記録媒体による端末からの情報持ち出しができないように設定しなければならない。

ウ マイナンバー利用事務系と接続されるクラウドサービス上での情報システムの扱い

マイナンバー利用事務系の端末・サーバ等と専用回線により接続されるガバメントクラウド上の情報システムの領域については、マイナンバー利用事務系として扱い、他の領域とはネットワークを分離しなければならない。

エ マイナンバー利用事務系と接続されるクラウドサービス上での情報資産の取扱い

マイナンバー利用事務系の情報システムをガバメントクラウドにおいて利用する場合は、その情報資産の機密性を考慮し、暗号による対策を実施する。その場合、暗号は十分な強度を持たなければならない。

また、クラウドサービス事業者が暗号に関する対策を行う場合又はクラウドサービス事業者が提供する情報資産を保護するための暗号機能を利用する場合、クラウドサービス事業者が提供するそれらの機能や内容について情報を入手し、その機能について理解に努め、必要な措置を行わなければならない。

(2) LGWAN 接続系

ア LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。なお、メールやデータを LGWAN 接続系に取り込む場合は、次のいずれかの実現方法等により、無害化通信を図らなければならない。

①危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認し、インターネット接続系から取り込む方式

②インターネット環境で受信したインターネットメールの本文のみを LGWAN 接続系に転送する方式

③インターネット接続系の端末から、LGWAN 接続系の端末へ画面を転送する方式

イ LGWAN 接続系と接続されるクラウドサービス上の情報システムの扱い

LGWAN 接続系の情報システムをクラウドサービス上へ配置する場合は、その領域を LGWAN 接続系として扱い、マイナンバー利用事務系とネットワークを分離し、専用回線を用いて接続しなければならない。

(3) インターネット接続系

①インターネット接続系においては、通信パケットの監視、及びふるまい検知等の不正通信の監視機能の強化により、情報セキュリティインシデントの早期発見及び対処並びに LGWAN への不適切なアクセス等の監視等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

②都及び区市町村におけるインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウドに参加するとともに、関係省庁や東京都等と連携しながら、情報セキュリティ対策を推進しなければならない。

③業務の効率性・利便性の向上を目的として、インターネット接続系に主たる業務端末と入札情報や職員の情報等重要な情報資産を配置する場合、必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、対策の実施について事前に外部による確認を実施し、配置後も定期的に外部監査を実施しなければならない。

④インターネット接続系に住民の個人情報を保存しないこと。業務上、やむを得ずインターネット接続系に保存が必要な場合は一時的なものとし、必要が無くなり次第直ちに削除すること。

7 物理的対策

(1)機器の取付け等

情報システムは、原則として次の措置を講じた上で設置しなければならない。ただし、設置場所の制約等により設置することができない事項にあっては、CISO 補佐の指定した取扱いを行うものとする。

ア 機器の取付け

情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温及び湿度等の影響をできる限り排除した場所に設置すると共に、施錠するなど容易に取り外すことができないような措置を講じなければならない。また、重要性の高い情報資産（重要性分類Ⅰ、Ⅱ等）を取扱うシステムは、災害時でも被害の程度が低いと想定される安全な場所に設置しなければならない。

ウ 機器の電源

- ①サーバ等の機器の電源については、当該機器を適正に停止するまでの間に十分な電力を供給する装置等を備え付けるように努めなければならない。
- ②落雷等による過電流に対してサーバ等の機器を保護するための措置を講じるよう努めなければならない。

エ 通信ケーブル等の配線

- ①配線は、損傷や情報の傍受等を受けることがないように適正な措置を講じなければならない。
- ②情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷などの報告に対して適正に対応しなければならない。
- ③情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、ネットワーク接続口（ハブのポート等）を他者が容易に接続できない場所に設置するなど適正に管理しなければならない。
- ④情報化基盤管理者、情報システム管理者は、自ら又は情報システムの担当者及び契約により操作を認められた外部委託事業者等以外の者が配線を変更及び追加できないよう必要な措置を講じなければならない。

8 人的対策

情報資産の人的対策は、次に掲げるところにより実施するものとする。

(7)認証情報の管理

ウ ID の取扱い

職員は、自己の管理する ID に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ①自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ②共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。

工 パスワードの管理

職員は、自己の保有するパスワードに関して、次の事項を遵守しなければならない。

- ①パスワードは、他者に知られないように管理すること。
- ②パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
- ③パスワードのメモの不用意な作成や、端末等の本体及びその周辺へのメモの貼り付けなどにより、パスワード流出の機会を作らないこと。
- ④パスワードは十分な長さとし、文字列は、想像しにくいものとすること。
- ⑤情報システム又はパスワードに対する危険の恐れがある場合は、速やかにパスワードを変更すること。
- ⑥複数の情報システムを取扱う職員は、パスワードをシステム間で共有しないこと。
- ⑦仮のパスワード（初期パスワード含む）は、最初のログイン時点で変更すること。
- ⑧サーバ、ネットワーク機器及び端末等にパスワードを記憶させないこと。
- ⑨職員の間でパスワードを共有しないこと。ただし、ID の共用を指定されている場合はパスワードを共有できることとするが、この場合のパスワードは定期的に変更し、パスワードを再利用しないこと。

9 技術的及び運用における対策

情報資産の技術的及び運用における管理等は、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1)コンピュータ及びネットワークの管理

イ バックアップ

情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、重要性の高い情報資産を取扱うシステム等に記録された情報については、冗長化措置にかかわらず、その重要度に応じて期間を設定し、定期的にバックアップを取らなければならない。

工 情報システム仕様書等の管理

情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、ネットワーク構成図及び情報システム仕様書等については、記録媒体にかかわらず業務上必要とする者のみが閲覧できるよう、適正に保管しなければならない。

オ ログ及びシステム変更記録等の管理

- ①情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、あらかじめ項目や保存期間等を定めて取得することとしたログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。

②情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログが取得できなくなった場合の対処等について定め、適正にログを管理しなければならない。

③情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、定期的にログ等を分析及び監視しなければならない。

④情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、基幹システム等、特に重要な情報を取り扱う情報システム及びネットワークについては、取得したログを定期的に点検若しくは分析する機能又は仕組みを設け、必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入及び不正操作等の有無について点検又は分析しなければならない。なお、外部サービス提供者が収集し、保存する記録（ログ等）に関する保護（改ざんの防止等）の対応について、ログ管理等に関する対策や機能に関する情報を確認し、記録（ログ等）に関する保護が実施されているのか確認しなければならない。

⑤情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、重要性分類Ⅱ以上の情報を取り扱う外部サービスの利用において、監査及びデジタルフォレンジックに必要となる外部サービス提供者の環境内で生成されるログ等の情報（デジタル証拠）について、外部サービス提供者から提供されるログ等の監視機能を利用して取得することで十分では無い場合は、外部サービス提供者に提出を要求するための手続を明確にしなければならない。

カ 障害記録

情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、職員から報告のあった情報及びシステムの障害に対する処理並びに問題等を障害記録として体系的に記録し、常に活用できるように保存しなければならない。

ソ 電子署名・暗号化

職員は、外部に送るデータについて区で定めるパスワード等による暗号化、共有リンク方式による等、セキュリティを考慮して、送信しなければならない。必要に応じて、電子署名を実施したうえで送信することが望ましい。

また、区で定めた方法で、暗号のための鍵を管理しなければならない。

(2) アクセス制御

ア アクセス制御等

情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、利用者がその権限を超えて情報システムを利用ることができないように必要最小限の範囲で適切に設定する等、システム上制限しなければならない。

イ 利用者登録

①情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消、登録情報の管理、異動又は世田谷区外への出向等の職員及び退職者における

利用者 ID の取扱い等については、定められた方法にしたがって適正に行わなければならない。

②情報システムのアクセスに必要な利用者登録・変更は、情報化基盤管理者又は情報システム管理者に対する申請により行う。

③職員は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、情報化基盤管理者又は情報システム管理者に通知しなければならない。

⑤情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、利用者に必要以上のアクセス権限が付与されていないか定期的に確認しなければならない。

ウ 管理者権限

①情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、管理者権限等の特権 ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

④情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、特権 ID 及びパスワードの変更について、外部委託事業者に行わせる場合は、厳重に管理しなければならない。

⑤情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、特権 ID 及びパスワードについて、人事異動の際のパスワードの変更、及び入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない。

⑥情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、特権 ID を初期設定以外のものに変更しなければならない。

オ ログイン時の表示等

情報システム管理者は、ログイン時におけるメッセージ、ログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定及びログイン・ログアウト時刻の表示等により、正当な権限を持つ職員がログインしたことを確認できる仕組みがある場合、これを有効に活用しなければならない。

カ 管理者によるパスワードの管理方法

パスワードの管理方法は次に掲げるとおりとする。

①情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、職員のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。

②情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、職員のパスワードについて、定期的にその妥当性について調査を行わなければならない。

③情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、第三者に知られることのないよう、暗号化等パスワードの取扱いに注意しなければならない。

④情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、職員に対してパスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、初回ログイン後直ちに仮のパスワードを変更させることが可能なシステムとするよう努めなければならない。

⑤情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

キ 接続時間の制限

管理者権限によるネットワーク及び情報システムへの接続については、必要最小限の接続時間に制限しなければならない。

(3)システム開発、導入、保守等

ア 情報セキュリティ要求事項の分析及び明示

情報システム管理者は、情報システムの開発及び保守に関する情報セキュリティ要求事項を分析し、明確に定めなければならない。

イ 情報システムの調達

①情報システムの調達

(a)情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、一般に公開する調達に関する仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。

(b)情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、機器及びソフトウェアを購入等する場合、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題のないことを確認しなければならない。

②情報システムの受託事業者への対応

(a)新たな情報システムの開発を外部委託事業者等に委託する場合には、導入前のセキュリティ検証要求事項等を定めなければならない。

(b)情報システム管理者は、情報システムの受託事業者に対して名札等を着用させるとともに、必要に応じて身分証明書等の提示を求め、従事者の確認を行わなければならない。

ウ 情報システムの開発

①情報システムの開発における責任者及び作業者の特定

(a)情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。

(b)情報システム管理者は、システム開発案件に関するルールを定めなければならない。

②システム開発における責任者、作業者の ID の管理

(a)情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。

(b)情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならならない。

③システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの管理

(a)情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するハ

ードウェア及びソフトウェアを特定し、それ以外のものを利用させてはならない。

④ウェブアプリケーションの開発時の対策

情報システム管理者は、ウェブアプリケーションの開発において、セキュリティ要件として定めた仕様に加えて、既知の種類のウェブアプリケーションの脆弱性を排除するための対策を講じなければならない。

(b)情報システム管理者は、利用を認めたソフトウェア以外のソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しなければならない。

工 開発と移行

①情報システム管理者は、重要なシステムについて、システム開発、保守及びテスト環境と、システム運用環境を分離しなければならない。

②情報システム管理者は、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

③情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実に行い、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるよう配慮しなければならない。

④情報システム管理者は、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書を適切に整備・保管しなければならない。

⑤情報システム管理者は、導入するシステムやサービスの可用性が確保されていることを確認した上で導入しなければならない。

オ テスト

①情報システム管理者は、新たにシステムを導入する際には、既に稼働しているシステムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

②情報システムのオペレーティングシステムやソフトウェアを変更する場合には、その手続を定め技術的なレビュー及びテストを実施し、悪影響がないことを確認しなければならない。

③情報システム管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による操作確認を行わなければならない。

④情報システム管理者は、システムの最終検証等の必要やむを得ない場合を除いて、個人情報及び機密性の高い情報資産を、テストデータに使用してはならない。

⑥情報システム管理者は、試験結果を CI0 補佐及び情報化基盤管理者へ報告するとともにその試験結果を厳重に保管しなければならない。

⑦情報システム管理者は、業務システムに誤ったプログラム処理が組み込ま

れないよう、不具合を考慮したテスト計画を策定し、確実に検証が実施されるよう、必要かつ適切に委託事業者の監督を行わなければならない。

カ 暗号による管理策

情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、情報の機密性を保護するため、特に取扱いに慎重を要する電子データが不正アクセスにさらされないよう、必要に応じて暗号化技術を使用するように努めなければならない。暗号化技術を使用する際には、適用される法令及び規制、適用性や管理技術を十分に調査しなければならない。

ク 機器の修理及び廃棄

①電磁的記録媒体を有する機器について、外部委託事業者等に修理又は廃棄させる場合には、情報資産が復元できない状態で行わなければならない。

(4)不正プログラム対策（コンピュータウイルス対策）

ウ 情報システム管理者の措置事項

情報システム管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

①サーバ及びパソコン等のウイルスチェックを行うこと。

②ウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。

③ウイルスチェック用のソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(5)不正アクセス対策

ア 情報化基盤管理者及び情報システム管理者の措置事項

情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、次の対策を講じなければならない。

①使用終了又は使用される予定のないデータの出入口（ポート）を長期間空けた状態のままにしてはならない。

②サーバ及びクライアント上の不要なサービスについて、機能を削除又は停止しなければならない。

③不正アクセスによるウェブページ書換え防止を確実にするために、データの書換え記録を保存し、情報化基盤管理者及び情報システム管理者が確認できるようにしなければならない。

(6)技術的脆弱性の管理

情報基盤管理者及び情報システム管理者は、情報システムの脆弱性に対し速やかに対応するために、以下の管理策を実施しなければならない。

ア 技術的脆弱性情報の取得

情報基盤管理者及び情報システム管理者はサーバ装置、端末及び通信回線装置等におけるセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

イ 技術的脆弱性への対応

- ①情報基盤管理者及び情報システム管理者は技術的脆弱性情報の取得により判明した情報を、重要性及び影響範囲等を基に、速やかに関係者に通知しなければならない。
- ②通知を受けた関係者はその指示に従い、速やかに対策を講じなければならない。

(7)情報システムの管理

ア 情報システムの監視

- ①情報セキュリティに関する事案を検知するため、情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、常に情報システムの監視を行わなければならない。
- ②上記の監視により得られた記録については、消去や改ざん等されないように適正な措置を講じ、定期的に安全な場所に保管するとともに、これらの記録の正確性を確保するため、正確な時刻の設定の措置を講じなければならない。
- ③外部と常時接続するシステムについては、ネットワーク侵入監視装置等を設置し、監視を行わなければならない。
- ⑦情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、定期的に新たな脅威の情報を収集し、必要に応じて情報システムにおける監視の対象や手法を見直さなければならない。

10 危機管理対策

情報資産への侵害等に対する危機管理対策については、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1)緊急時対応計画の策定

CISO 又は情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における体制、運用、証拠保全、被害拡大の防止及び復旧等の適切な措置を迅速かつ円滑に実施し、再発防止の措置を講じるために、緊急時対応計画を以下のとおり定める。

ア 関係者の連絡先及び緊急時対応マニュアル

- ①情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、情報システムごとに緊急連絡先名簿、緊急時対応マニュアルを整え、全ての職員に対し緊急時の対応方法について周知しなければならない。
- ②情報化基盤管理者は、緊急時における情報収集及び区民への情報提供を行うことができるよう体制を整え、情報提供に努めなければならない。

イ 発生した事案に係る報告すべき事項

①セキュリティに関する事案を発見した者は、次の項目について速やかにCISO補佐に報告しなければならない。

(a)事案の状況

(b)事案が発生した原因として、想定される行為

(c)確認した被害・影響範囲（事案の種類、損害規模、復旧に要する額等）

(d)ログ等

ウ 事案への対処

③情報システム管理者は、次の事項が発生し情報資産保護のために情報システムの停止がやむを得ないと判断した場合には、情報システムを停止しなければならない。その際、情報システム管理者は、緊急時対応マニュアルに基づき対応しなければならない。

(a)コンピュータウイルス等不正プログラムが、情報資産に深刻な被害を及ぼしているとき。

(b)災害等により電源を供給することが危険又は困難なとき。

(c)その他情報資産に係る重大な被害が想定されるとき。

④情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、事案に係るシステムのアクセス記録及び経過記録等を保存しなければならない。

⑤情報化基盤管理者及び情報システム管理者は、事案に係る証拠保全を実施するとともに、再発防止の暫定措置を講じた後、早期に復旧に努めなければならない。復旧後、必要と認められる期間、再発監視を行わなければならない。

11 省略

12 法令遵守

(1)適用法令の識別

職員は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令や契約上の要求事項を遵守し、これに従わなければならない。

・地方公務員法（昭和25年法律第261号）

・著作権法（昭和45年法律第48号）

・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

・世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月条例第3号）

(2)知的所有権

著作権、意匠権、商標等の知的所有権に関わる物件の使用及びソフトウェア製品の使用許諾契約をする場合には、法的制限事項に適合するように実施しなければならない。

(3)個人情報の保護

個人情報を取扱う職員は、情報セキュリティポリシーのほか、世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月条例第3号）も遵守し、その定めに基づいた対策を講じなければならない。

13 省略

14 委託による運用

(1)外部委託事業者の選定基準

①情報化管理者は、外部委託事業者の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。

②情報化管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、委託事業者を選定しなければならない。

15 省略

16 省略

17 評価・見直し

(1)監査

ア 実施方法

CISO は、情報セキュリティ監査責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて監査を行わせなければならない。外部委託事業者等への監査についても同様とする。